

議案第 104 号

伊賀市資源循環型農業推進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市資源循環型農業推進施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市資源循環型農業推進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市資源循環型農業推進施設の設置及び管理に関する条例（平成 23 年伊賀市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 菜の舎

位置 伊賀市甲野字北浦 2830 番地

第4条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第5条第3項中「前項」を「前2項」に改める。

第7条第3項中「菜の舎」を「施設」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

「 2 バイオ燃料センター

別表第1中「1 菜の舎」及び

使用室名	利用料金	
	1 時間	210 円
研修室		

」

を削る。

別表第2中「菜の舎 附属設備等利用料金」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。